

# 姫路港安全対策委員会会則

## (名 称)

第1条 この会は、海上保安協会姫路支部（以下「姫路支部」という。）におき  
姫路港安全対策委員会という。

## (目 的)

第2条 この委員会は、姫路港及び同境界付近における船舶の航行安全及び港  
内の整とんを図るために必要な事項を調査研究し、もって港内の事故防止に  
寄与することを目的とする。

## (協議事項)

第3条 この委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項につい  
て協議し、その実施を推進するものとする。

- (1) 船舶の航行安全に関すること。
- (2) 油等流出災害防止に関すること。
- (3) 危険物荷役の安全に関すること。
- (4) 海洋汚染防止に関すること。
- (5) 港内の整とん上必要な事項の連絡調整に関すること。
- (6) その他、この会の目的を達成するために必要な事項。

## (組織及び役員)

第4条 この委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は委員会を代表し、議事その他の会務を統括する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 委員長及び副委員長は、姫路支部の副支部長のうちから支部長が指名する。
- 5 委員は、姫路支部の役員のうちから委員長が指名する。
- 6 委員長は必要に応じて、オブザーバーを置くことができる。

## (役員任期)

第5条 役員任期は、3年とし、再任を妨げない。

## (会 議)

第6条 この委員会は、必要の都度委員長が召集する。

委員長は、決議事項を次の役員会に報告するものとする。

## (分科会)

第7条 この委員会に、協議事項の細部にわたる調査研究および実施を推進するため、分科会をおくことができる。

2 分科会は、委員長が指名する委員によって構成し、分科会会長は委員の互選によって選任する。

3 分科会会長は、分科会の議決事項を委員長に報告するものとする。

(関係者)

第8条 委員会及び分科会は、必要があると認めるときは、関係者の意見及び説明を聞くことができる。

(議決)

第9条 委員会及び分科会の議決は、出席者の過半数によって決める。可否同数のときは、委員長または分科会会長が決める。

附 則

1 この会則は、平成24年6月1日より施行する。

2 昭和47年6月1日、姫路港安全対策部会会則は廃止する。

## 姫路港安全対策委員会名簿

(順不問)

### 【委員】

帽田 八郎	網干港振興協会長
水田 宏	飾磨港振興会長
越川 和弘	新日鐵住金(株)広畑製鐵所工程業務部長
山下 直之	関西電力(株)姫路第二発電所長
後藤 暢茂	大阪ガス(株)姫路製造所長
奥田 治志	J F E 条鋼(株)姫路製造所長
礮上 勝行	合同製鐵(株)姫路製造所工場長
片桐 一郎	(株)ダイセル姫路製造所網干工場長
楽谷 健二	(株)日本触媒姫路製造所長
榎本 弘信	住友精化(株)姫路工場長
柳谷 彰彦	山陽特殊製鋼(株)常務取締役
岸本 清則	日本通運(株)姫路港事業所長
佐藤 清	兵機海運(株)姫路支店長
水田 裕一郎	飾磨海運(株)社長
馬越 孝雄	日鐵物流(株)関西支店長
望月 福子	望月海運(株)社長
林 裕司	林船舶(株)社長
横田 昌彦	横田石油(株)代表取締役
佐々木伸吾	東西オイルターミナル(株)姫路油槽所長
三木 雅行	早駒運輸(株)姫路事業所長
吉田 和正	(株)吉田組代表取締役
川本 貴也	小豆島急行フェリー(株)姫路営業所長
帽田 剛史	姫路木材倉庫(株)社長
市原 陽一郎	(株)上組広畑支店長
中澤 卓生	姫路市漁業協同組合長

### 【オブザーバー】

加藤 栄	神戸運輸監理部姫路海事事務所長
花田 三大	神戸税関姫路税関支署長
前野 雄造	神戸植物防疫所姫路出張所長
北原 正樹	大阪入国管理局神戸支局姫路港出張所長
粟津 秀哉	姫路海上保安部長
坪田 勝幸	兵庫県中播磨県民局姫路港管理事務所長